

島根県過疎地域持続的発展方針（素案）へのご意見に対する県の考え方

地域振興部 中山間地域・離島振興課

○意見募集期間： 令和3年7月1日（木）～7月31日（土）

○ご意見の提出者数： 4名

NO.	項目	ご意見の要旨	県の対応・考え方
1	3. 産業の振興	今後、中山間地域の農地を守っていくためには、中山間地域の工務店に対し国や県、町村が補助金を出し農地を集約し、若い労働力を年間雇用により確保しながら守っていくしかない。	県では、農地の保全管理を目的とし、集落の共同作業により草刈り等を行う場合に保全対象となる農地の面積に応じて交付金を交付する中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度を推進しており、本交付金を活用し、工務店に農業用水路等の修繕を依頼している集落もあります。 また、営農の組織化や近隣の担い手によるカバー、定年帰農者等の地域の多様な担い手確保に向けて引き続き支援事業を実施してまいります。
2	3. 産業の振興	恵曇漁港の漁業のあり方について、昔は延縄漁が主流だったが、だんだん旋網漁となってきた。旋網は乱獲につながることから、持続可能な漁業の検討をしなければならないのではないか。	県では、持続可能な漁業、特に釣り、採貝藻などの沿岸自営漁業の発展を目指し、新規就業者の確保・育成や所得向上の取組を進めています。 また、意見をいただいた旋網漁（まき網）などの企業的漁業は多数の雇用を生み出しており、漁業集落の維持の観点からも適切な資源管理のもとに行っていく必要があると考えます。 県としては、水産資源の持続的な利用に向け、漁獲量を制限する資源管理を基本としつつ、収益性の向上と両立できるよう、取り組んでまいります。

※ 応募のあった4件のうち2件については、本件に直接関係しないご意見であったため、お答えすることを差し控えさせていただきました。
ご意見等をいただき、ありがとうございました。